

南山大学経営学会会則

第1条 本会は、南山大学経営学会と称する。

第2条 本会の事務局は、南山大学経営学部事務室に置く。

第3条 本会は、経営学および関連諸学の研究を促進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の研究活動の助成
2. 機関誌および図書の刊行
3. 研究会および講演会の開催
4. その他本会の目的を達成するために適当な事業

第5条 本会の会員は、正会員、準会員および賛助会員とする。

- ② 正会員は、南山大学経営学部の専任教員および大学院ビジネス研究科ビジネス専攻の専任教員のうち、本会の目的に賛同し、協力を希望するもの、ならびに本学会の承認を受けた他学部または研究所の専任教員とする。
- ③ 準会員は、南山大学経営学部学生、大学院ビジネス研究科生および大学院社会科学研究科経営学専攻生とする。
- ④ 賛助会員は、南山大学経営学部卒業生および大学院ビジネス研究科修了生で、本会の目的に賛同し、協力を希望するものとする。
- ⑤ その他、本会の目的に賛同し、協力を希望するもので、総会の承認を受けたものも賛助会員とすることができる。

第6条 会員は、本会の機関誌の無料配布を受け、また、研究会、講演会に出席することができる。

第7条 正会員の会費は年額 15,000 円とする。

- ② 準会員の会費は年額 3,000 円とする。ただし、大学院ビジネス研究科の専門職学位課程学生は 5,000 円とする。
- ③ 賛助会員は年額 8,000 円の会費を 1 口以上納めるものとする。
- ④ 納入された会費は返還しない。

第8条 本会に次の役員を置く。役員は、正会員が互選し、その任期は、1年とする。ただし、重任をさまたげない。

1. 会 長 1 名
2. 委 員 若干名
3. 会計監査委員 1 名

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第10条 運営委員会は会長および委員より構成し、会務を執行する。会計監査委員は本会の会計監査を行う。

第11条 総会は、正会員をもって構成する。定時総会は、毎年 1 回開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- ② 総会は、会長がこれを招集する。
- ③ 総会の議決は、出席者の過半数による。
- ④ 会員の退会については、総会においてこれを認めることができる。

第12条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

付 則 本会則は、昭和 56 年 11 月 18 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、昭和 60 年 4 月 24 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この会則の改正は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

南山大学経営学会細則

(会費納入方法)

正会員は、毎年6月末までに会費を納入する。

準会員のうち、(イ) 経営学部学生は入学時に4年分の会費を納入する。(ロ) 大学院ビジネス研究科生は、専門職学位課程入学時に2年分の会費を納入し、博士後期課程入学時に3年分の会費を納入する。(ハ) 大学院社会科学部研究科経営学専攻生は、博士前期課程入学時に2年分の会費を納入する。

賛助会員は、毎年3月末までに会費を納入する。